

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準案

共通事項

| 項目 | 国基準 | 基準類型 | 苫小牧市条例案 |
|-------------------------------|--|------|----------|
| 趣旨 | 乳児又は幼児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。 | — | — |
| 最低基準の向上 | 家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常に設備、運営を向上させる。 | — | — |
| 非常災害 | 消火用具、非常口等必要な設備を設ける 非常災害に対する具体的計画の策定 避難、消火の訓練を、少なくとも毎月一回行う 等 | 参酌 | 国の基準に準ずる |
| 職員の一般的要件 | 職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。 | 参酌 | 国の基準に準ずる |
| 職員の知識及び技能の向上等 | 職員は、必要な知識・技能の修得、維持及び向上に努める。また、事業者は、職員の資質向上のための研修の機会を確保する。 | 参酌 | 国の基準に準ずる |
| 他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準 | 家庭的保育事業所等は、他に設置する社会福祉施設等と、設備、職員を兼ねることが出来るが、保育室及び事業所に特有の設備及び保育に直接従事する職員についてはこの限りではない。 | 参酌 | 国の基準に準ずる |
| 乳幼児を平等に取り扱う原則 | 家庭的保育事業者等は、子どもの国籍、信条、社会的身分、教育・保育に要する費用負担の有無によって、差別的取扱いをしてはならない。 | 従う | 国の基準に準ずる |
| 虐待等の禁止 | 家庭的保育事業者等は、暴行、わいせつ行為等を行ってはならない。 | 従う | 国の基準に準ずる |
| 懲戒に係る権限の濫用防止 | 家庭的保育事業者等は、子どもに対する懲戒に関し必要な措置をとるときは、その権限を濫用してはならない。 | 従う | 国の基準に準ずる |
| 衛生管理等 | 設備、食器、飲用水等について、衛生的な管理に努める。 | 参酌 | 国の基準に準ずる |
| 健康診断 | 子ども対し、利用開始時及び少なくとも年2回の健康診断を行う。 | 参酌 | 国の基準に準ずる |
| 内部の規程 | 家庭的保育事業者等は、以下の規程を定める。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の目的及び運営の方針 ・ 提供する保育の内容 ・ 職員の職種、員数及び職務の内容 ・ 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 ・ 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 ・ 乳児、幼児の区分ごとの利用定員 <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭的保育事業等の利用開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 ・ 緊急時等における対応方法 ・ 非常災害対策 ・ 虐待の防止のための措置に関する事項 ・ その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項 | 参酌 | 国の基準に準ずる |
| 秘密保持等 | 家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を漏らしてはならない。また、秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。 | 従う | 国の基準に準ずる |
| 苦情への対応 | 家庭的保育事業者等は、利用者又は保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等必要な措置を講じる。 | 参酌 | 国の基準に準ずる |

個別事項比較表

| | 小規模保育事業 | | | 家庭的保育事業 | 事業所内保育事業 | | 居宅訪問型保育事業 | 保育所 (参考) | 認可外保育施設 (参考) | 基準 類型 | 苫小牧市 条例案 |
|--------------|---|---|--|---|---|---|---|---|---|----------|-------------|
| | A型 | B型 | C型 | | 保育所型 | 小規模 | | | | | |
| 事業の概要 | 比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施 | | | 家庭的な雰囲気の下で、少人数を対象にきめ細かな保育を実施 | 企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施 | | 住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施(利用要件有) | 保育に欠ける児童に保育を実施 | 多様な保育を実施 | — | — |
| 定員 | 6~19人 | | 6~10人 | 1~5人 | 20人~ | ~19人 | 1人 | — | — | — | — |
| 職員数・ 資格要件 | 保育士 0歳児 3:1 1,2歳児 6:1 (3歳児 1:20 4,5歳児 1:30) +1名 | 保育士1/2以上 0歳児 3:1 1,2歳児 6:1 (3歳児 1:20 4,5歳児 1:30) +1名 | 家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認めるもの 3:1 家庭的保育補助者を置く場合 5:2 | 保育士 0歳児 3:1 1,2歳児 6:1 3歳児 20:1 4,5歳児 30:1 ただし合計2名以上 | 保育士1/2以上 0歳児 3:1 1,2歳児 6:1 3歳児 20:1 4,5歳児 30:1 +1 | 必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者。 1:1 | 保育士 0歳児 3:1 1,2歳児 6:1 3歳児 20:1 4,5歳児 30:1 | 保育士1/3以上 0歳児 3:1 1,2歳児 6:1 3歳児 20:1 4,5歳児 30:1 | 従う | 国の基準に準ずる | |
| 設備・ 面積基準 | 乳児室、ほふく室 3.3m ² /人 保育室又は遊戯室 1.98m ² /人 屋外遊戯場 3.3m ² /人(2歳~) 代替地可 | | 乳児室、ほふく室 3.3m ² /人 保育室又は遊戯室 3.3m ² /人 屋外遊戯場 3.3m ² /人(2歳~) 代替地可 | 3名まで9.9m ² 4名以上は 3.3m ² /人を追加 庭 3.3m ² /人(2歳~) 代替地可 | 乳児室 1.65m ² /人 ほふく室 3.3m ² /人 保育室又は遊戯室 1.98m ² /人 屋外遊戯場 3.3m ² /人(2歳~) 代替地可 | 乳児室、ほふく室 3.3m ² /人 保育室又は遊戯室 1.98m ² /人 屋外遊戯場 3.3m ² /人(2歳~) 代替地可 | — | 乳児室 1.65m ² /人 ほふく室 3.3m ² /人 保育室 1.98m ² /人 屋外遊戯場 3.3m ² /人(2歳~) 代替地可 医務室 | 保育室 1.65m ² /人 0歳児の区画を求める 屋外遊戯場 代替地可 | 参酌 | 国の基準に準ずる |
| 給食 | 自園調理 連携施設等からの搬入可 外部搬入の場合も要調理設備 | | | | — | — | — | 自園調理 3歳以上児は 外部搬入可能 | 外部搬入可能 | 従う | 国の基準に準ずる |
| 給食設備 | 調理設備 | | | 調理室 | 調理設備 | — | 調理室 ※外部搬入の場合調理設備 | — | 従う | 国の基準に準ずる | |
| 他の職員 | 調理員(委託・搬入の場合不要) | | | | | — | 調理員(委託・搬入の場合不要) | — | 従う | 国の基準に準ずる | |
| 連携施設 | 設定が必要 | | | 設定は求めない | 設定が必要 | — | — | — | 従う | 国の基準に準ずる | |
| 嘱託医 | 必置 | | | | | — | 必置 | — | 参酌 | 国の基準に準ずる | |

※保育所型事業所内保育事業者、小規模事業所内保育事業者は、以下の表の「地域枠」欄に示す数以上、従業員の子ではない乳幼児を受け入れなければならない。

| 利用定員 | 地域枠 |
|--------|-----|
| 1~5人 | 1人 |
| 6~7人 | 2人 |
| 8~10人 | 3人 |
| 11~15人 | 4人 |
| 16~20人 | 5人 |
| 21~25人 | 6人 |

| 利用定員 | 地域枠 |
|--------|-----|
| 26~30人 | 7人 |
| 31~40人 | 10人 |
| 41~50人 | 12人 |
| 51~60人 | 15人 |
| 61~70人 | 20人 |
| 71人~ | 20人 |